

Title	池上萬奈君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.1 (2013. 1) ,p.80- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130128-0080

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

池上萬奈君学位請求論文審査報告

1 問題の所在と論点

池上萬奈君の博士学位請求論文「第一次石油危機と日本外交―資源政策における日米関係と多国間協調」は、一九七三年一〇月に発生した第一次石油危機に対する日本外交について、日米基軸路線から逸脱した新アラブ外交とするこれまでの一般的理解とは異なった新たな分析を提示する。

一九七三年一〇月六日にエジプトとシリアのイスラエル攻撃で第四次中東戦争が勃発すると、石油輸出国機構(OPEC)加盟のペルシャ湾岸六カ国が原油価格の引き上げを、アラブ石油輸出国機構(OAPEC)が原油生産の削減を決定した。こうして第一次石油危機が始まると、エネルギー資源の七割以上を石油輸入に依存していた日本は、イスラエル非難を強く要求するアラブ諸国と、イスラエルとの関係を軸とする中東政策への同調を迫る米国との狭間で、前例のないジレンマに陥った。背に腹は代えられない日本政府は、結局一月にイスラエルを名指しで非難し、

親アラブの立場を示した声明を官房長官談話として発表する。一二月には、三木武夫副総理が特使として中東八カ国を訪問し、経済・技術援助を申し出た。

こうして、一見すると日本は明らかに親アラブの政策をとったのである。そして確かに、日本政府がイスラエル名指しの非難声明を発表する過程で日米間に対立が生じた。先行研究の多くは、以上のような第一次石油危機における日本の中東政策を分析する際に、日本政府が米国に同調せず、石油入手を求め独自の外交を展開した側面を強調する傾向にあった。たとえば、日本の経済安全保障政策としての分析、田中角栄内閣による自主外交としての評価、米国からの自立の試みとしての考察、等である。

しかしながら池上君は、自ら入手した外交文書を精査し、第一次石油危機勃発直後の日米間の軋轢は日本の新中東政策が策定される過程で解消されていたことを明らかにし、またその事実を重視する。すなわち本論文は、親アラブの立場を打ち出した日本の中東外交は必ずしも日米間に深刻な軋轢をもたらしたわけではなく、日米摩擦を第一次石油危機における日本外交の重要な説明要因とすることには、実態としても分析的にも限界があると指摘するのである。そこで池上君は、第一次石油危機をめぐる日米関係を分析

する際の焦点は必ずしも日本外交が対米自主であったか否かではなく、次の二点にあると主張する。

第一は、第一次石油危機への対応における日米摩擦が解消される背景と過程である。そのことを明らかにするために本論文は、第一章で日米の石油を軸としたエネルギー政策の比較考察を通して第一次石油危機勃発に際して生じた日米摩擦の背景を考察し、第二章で「キッシンジャー構想」(後述)を軸とする多国間外交の展開過程において日米が協調外交を展開していた事実を明らかにした上で、第三章において、日本の新中東政策策定過程とその過程において日米間の摩擦が解消されたことを実証的に示している。そして第二には、日本の中東政策が日米関係と両立していたことを総合的に考察することが重要になる。その点に關し本論文は、第四章と第五章で、日本政府がアラブ諸国と米国の要求の狭間に立たされるなかで、日本の新中東政策をめぐる日米間の摩擦がエネルギー問題をめぐる多国間外交の展開と並行して解消されたことを実証的に明らかにする。その上で第六章において、その後の日本の石油確保をめぐる外交が、日米協調を軸としつつ中東外交と多国間協調外交を両立させつつ展開されたことを論じている。

本論文の目次は以下のとおりである。

序論

- (1) 問題の所在と先行研究
- (2) 分析の課題と構成

第一章 日本と米国の石油政策

第1節 産油国の資源ナショナリズム台頭

- (1) 産油国による資源主権の拡大
- (2) 日本の石油政策
- (3) 米国の中東に関する石油政策

第2節 米国のエネルギー危機と日欧の対応

- (1) エネルギー危機の発生
- (2) 欧州と日本の反応
- (3) エネルギー危機発生後の日本の石油政策

第3節 日米間の軋轢

- (1) 米国とサウジアラビアの関係悪化
- (2) 日米間に生じた軋轢

第二章 「キッシンジャー構想」と第一次石油危機

第1節 「キッシンジャー構想」と日本

- (1) 「キッシンジャー構想」
- (2) 「キッシンジャー構想」下の日米協力

第2節 第一次石油危機発生

- (1) 石油戦略発動直前の日本の動き
- (2) 石油戦略発動と日本の状況

第3節 アラブ諸国の石油戦略強化

(1) アラブ諸国の石油戦略強化と日欧の対応

(2) 中東諸国に関する情報収集

第三章 日本の新中東政策策定過程

第1節 難航する日米交渉

(1) 日米両国の交渉方針

(2) 日米交渉の推移

第2節 新中東政策の模索

(1) 親アラブ政策への傾斜

(2) 密使の報告と声明案文の作成

第3節 日米関係の確認

(1) 安川・キッシンジャー会談

(2) 「キッシンジャー構想」をめぐる合意

第4節 新中東政策発表の決定

(1) 新中東政策発表に至る動き

(2) 新中東政策の特徴

第四章 日本の中東外交と日米関係

第1節 新中東政策発表後の日米関係

(1) 積極化する日本の中東外交

(2) 米国の対応

第2節 米国の多国間外交と日本

(1) 米国の「エネルギー・アクション・グループ構想」

(2) 日本の対応

第五章 中東外交と多国間協調外交の両立

第1節 中東外交の展開

(1) 三木武夫副総裁の中東訪問

(2) 中曽根康弘通産相の中東訪問

(3) 小坂善太郎特使の中近東訪問

第2節 多国間協調外交の推進

(1) 三木武夫副総裁の米国訪問

(2) ワシントン石油消費国会議への参加

第六章 多国間協調外交における日本外交の展開

第1節 ワシントン石油消費国会議における日本外交

(1) 関係各国の利害対立と日本の対応

(2) 日本の役割と米国の反応

第2節 エネルギー調整グループへの参加

(1) エネルギー調整グループ会合の始動

(2) 総合的緊急計画から国際エネルギー機関の設立へ

第3節 エネルギー調整グループにおける日米協力

(1) 日米エネルギー研究開発協力

(2) 日米エネルギー研究開発協力協定の締結

結論

2 各章の要約

以下、各章を要約しながら分析の内容を詳しく紹介する。

第一章は、日米間に生じた軋轢の背景にある日米両国の政策の違いを明らかにするために、当該期の国際情勢に大

きな影響を与えた資源ナシヨナリズムの台頭を考察し、それによって日米両国の石油政策に齟齬が生じていく過程を分析している。資源ナシヨナリズムの台頭によって、日本は産油国との二国間取引を図る石油政策を推進し、米国は中東の石油権益を保持するために、二国間取引よりも多国間協調外交を重視して国際石油市場の安定を図る石油政策を推進した。本章は、こうした日米両国の石油政策の違いが、アラブ・イスラエル問題を介すことによって、日米間に軋轢をもたらす要因の一つとなったことを論じている。

以上のような日米間の潜在的な立場の齟齬が一段と明らかになった契機が、一九七二年末に米国内で生じたエネルギー危機であった。この危機に対処するために一九七三年四月に発表されたニクソン大統領の「エネルギー教書」は、日米両国の石油政策の違いを際立たせるものであった。「エネルギー教書」によって規制が緩和され、国際石油資本が新たな石油市場に参入し、日米欧の間で産油国との取引競争が熾烈なものになると予想されたため、日本は一層独自の石油入手ルートを模索した。米国は、この日本の動きに対して、いずれ米国の利益に損害を与えるものとして懸念を抱き、対策を検討した。すなわち米国は、多国間協

調の枠組みを構築することで同盟国の産油国との二国間取引を抑制し、国際石油市場を安定させることを石油政策としたのである。

続いて第二章と第三章は、イスラエル名指しの非難声明発表を逡巡していた日本政府が、結局はそのような声明を発表するに至った過程を考察する。その背景として重要なのは、第一次石油危機発生以前に展開されていた、「キッシンジャー構想」を軸とする日米欧関係である。第一次石油危機発生前後、日本と同様に欧州諸国は、国際石油資本を通さない産油国との直接取引を目指す動きを加速させていた。このような同盟国の行動に対し、米国は日米欧による西側同盟の建直しを目指し、その一環としてエネルギー問題での協力を呼びかけた。それが、第二章が詳しく考察する「キッシンジャー構想」であった。当初欧州諸国は、「キッシンジャー構想」への日本の参入に必ずしも肯定的ではなかった。しかし米国は日米関係の重要性を強調し、ここに欧州諸国を説得し日米欧の枠組み構築を実現するという共通の目的が日米両国間に形成されたのである。

第一次石油危機はその最中に発生し、第三章が詳しくみるように、日本はイスラエル非難を求めるアラブの要求と親イスラエルを基軸とする米国の中東政策との狭間でジ

レンマを抱えることになるのである。結局日本政府は、一九七三年一月二二日に「中東問題に関する二階堂官房長官談話」を発表し、「一九六七年戦争の全占領地からのイスラエル兵力の撤退」を求め、「イスラエルによるアラブ領土の占領継続を遺憾とし」、「今後の諸情勢の推移如何によつては、イスラエルに対する政策を再検討せざるを得ない」と宣言した。これを評価したアラブ産油国は、日本を「友好国」と認め日本に対する石油供給量を九月の水準にまで戻す決定をした。

こうして日本はイスラエル批判を軸とする新中東政策を発表するのであるが、第三章は、その過程で日本がその種の声明を発表しても「キッシンジャー構想」から日本を外すことはしないと米国から事前に確約を得ていたことを明らかにする。池上君が重視するのは、米国に新中東政策発表の了解を求めた一九七三年一月一九日のキッシンジャー國務長官と安川駐米大使との会談である。そこで安川がイスラエル非難声明を発表することで「キッシンジャー構想」から日本が外されるのではないかと懸念を語ると、キッシンジャーは、日本の新中東政策に肯定的な態度を示したわけではなかったものの、それで「キッシンジャー構想」から日本を外すことはしないと確約したので

あった。

すなわち本章は、日本の親アラブの立場を表明した新中東政策が、「キッシンジャー構想」の下での日米関係に影響が及ぶことはないことを確認された上で発表されたものであったことを重視するのである。池上君は、米国の方針転換は多国間協調の観点から日本との関係の重要性を米国が認識したために生じたものであったと解釈する。本章は、日本の新中東政策発表後、米国が駐日米国大使館を通じて、日米双方の中東政策の違いが日米関係に影響を及ぼすことはないという米国の方針転換を日本政府に伝えたことも明らかにする。そこには、「キッシンジャー構想」が推進する多国間協調の枠組みに日本を取り込んでおきたいとする米国の思惑があったのである。

続いて第四章では、以上のとおり米国との協調を確認した上で策定された日本の中東政策と米国の対応を分析し、その後日本が産油国に配慮しながらも米国が提唱した多国間協調の枠組み構築へ向けた日米協力を推進するようになった経緯を、「キッシンジャー構想」から生まれた「エネルギー・アクション・グループ構想」に対する日本の対応を具体的ケースとして取り上げて考察する。そこで日本は、同構想は長期的シナリオに基づくものであり、第一次

石油危機をめぐる石油対策や中東政策とは無関係であるという政策方針を積極的に打ち出した。池上君はそれを、中東外交と多国間協調外交を両立させる新たな外交方針であると解釈する。

第五章は、そうした新しい外交方針の下で日本が展開した中東外交と多国間協調外交を対比しながら描く。まず中東外交に関しては、三木武夫特使（一九七三年一月）、中曽根康弘通産相（一九七四年一月）、小坂善太郎特使（一九七四年一月）による中東訪問を詳細に分析する。三木は、アラブの立場に理解を示し、アラブの立場を米国や国連に訴える約束をするなどアラブ側への協力姿勢を表明し、経済・技術援助を申し出た。中曽根通産相は、政府間取引の合意を成立させるといふ石油確保のための具体的な成果をあげた。小坂特使は非産油国をも訪問し、広く産油国と消費国の利害調整に努めるとの日本外交の方針を説明した。こうして、日本の中東外交は多層的に展開されるのである。

多国間協調外交に関しては、日本によるワシントン石油消費国会議への参加過程が考察される。まず三木副総理が、中東訪問終了後米国を訪問し、米国の提唱する多国間構想に日本が積極的に協力する方針を示した。そして、その後

日本政府は、ワシントン石油消費国会議に臨むにあたって、産油国と消費国の調和ある関係を構築するための消費国会議となるよう一貫して努めるのである。

続く第六章では、ワシントン石油消費国会議、およびその継続機関であるエネルギー調整グループに臨む日本外交を分析し、日本が多国間協調外交を推進するにあたり産油国に配慮する方針を貫いたことを明らかにする。日本はワシントン石油消費国会議において、産油国の消費国への敵対心を煽ると考えられる米国案に修正を求めるなど、終始一貫して産油国に配慮する政策を唱えた。日本は、エネルギー調整グループにも、同様の外交方針で臨んだ。その結果、エネルギー調整グループの作業の一環として、多国間協調外交における日米協力関係を象徴する日米エネルギー研究開発協力協定が締結されることになる。こうして第六章は、日本が、時には米国案とは一線を画して産油国に配慮する政策を唱えながら、日米協力関係を前提とした多国間協調外交を一貫して展開したことを明らかにするのである。

3 論文の評価

一般的に戦後日本外交に関する研究には、日米基軸主義

が明確であり日本の対米依存が際立っていたこともあり、多かれ少なかれ、日本外交にみられる「対米自主」の側面や「自主外交」の傾向に着目するものが多い。事実、第一次石油危機に直面した際の日本外交は、石油という日本の生存を左右する国益があらゆるさまに脅かされたケースであったこともあり、米国との対立も辞さない日本の自主的な外交であったと解釈されることが多かった。

しかし、戦後日本外交の根源を注意深く観察してみれば、戦後平和憲法と日米安保関係をセットで選択した日本の外交には、とりわけ戦後の平和主義を貫くためにこそ日米安保関係を前提にせざるを得ないという、一見逆説的な現実がつけねにつきまとうてきたことが分かる。本論文は、石油危機という最も明白な国家的危機に直面しても、日本外交の対応の前提にはある種の日米基軸主義があったことを的確に認識した上で、その実態を実証的に解き明かすことに成功している。それは、日米関係に対する反発や自立意識を強調しがちな従来の研究とは一線を画した、深みのある日本外交分析であると評価できよう。

周知のとおり、第一次石油危機に直面した日本は、日本の成長と繁栄のために最も重要な資源である石油を求めて、アラブ諸国との協調関係を模索した。日本には、過度にイ

スラエルを重視する米国の中東政策に対する不満も存在した。ゆえに、対米基軸主義をとる日本の対米交渉は困難だったのであり、そこで日米摩擦が解消される過程を本論文ほど詳細に検討した研究はこれまでなかった。

とりわけ、米国との軋轢の解消過程が日本の多国間協力への参入努力と密接に関連していたことを解明する本論文の分析からは、日米関係と多国間協力とを両立させようとしてきた戦後日本外交の一般の特徴も浮き彫りとなる。その意味で本論文の分析は、第一次石油危機に際しての日本外交が一九七〇年代以降活発化する日本の多角的な国際経済外交の出発点であったことも示唆しており、戦後日本の政治経済外交分析としても重要な意味を持っているといえる。

本論文は、以上の考察を裏付ける基本的事実関係の整理をするにあたり、多くの新しい日本外務省情報公開文書や米国外交文書を活用している。また、当時の外務省や通産省等の関係者インタビュー、官庁の刊行物、日本の石油会社および商社の社史なども収集分析し、丹念に事実の裏付けをしている。概念的な分析視角の精緻化と事実関係の実証的考察が調和していることが社会科学の論考の条件であるといえるが、本論文はその意味でも優れた研究である

と評価できる。

ただ、分析枠組みの精緻化と実証の探求に終わりがなくとも事実である。その点、本論文にもまだ先がある。日本外交を日米関係と多国間協調を両立させようとしてきたものとして考察する研究には、エネルギー問題以外にも、国連外交やアジア太平洋外交に関するものが数多くあり、本論文においてそれらの研究成果に十分な目配りがされているわけではない。また、第一次石油危機と日米摩擦の解消過程に関する詳細かつ深い分析とはやや対照的に、「キッシンジャー構想」から「エネルギー・アクション・グループ構想」、そして「ワシントン石油消費国会議」へと展開する多国間枠組みおよびそれに対する日本の多国間協調外交に関する分析は、資料面も含め必ずしも十分ではなかった。とりわけ、本論文が重視する「キッシンジャー構想」に関しては、時間的および資金的余裕があれば、米国へ出向いてのより本格的な資料調査が行われるとよかった。

しかしながらこれらの問題点は、池上君に今後の課題として取り組んでもらいたいものであり、必ずしも本論文の優れた価値を損ねるものではない。したがって審査員一同は、本博士学位請求論文が独創的で的確な分析と高い実証

性を兼ね備えた先駆的な学術研究であることを認め、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一二年一月二一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 Ph.D.	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	田所 昌幸
副査	慶應義塾大学名誉教授 法学	池井 優